

令和5年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算

令和5年度熊本市の農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,526千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 使用料及び手数料		33,159	△941	32,218
	10 使用料	33,159	△941	32,218
30 繰入金		311,624	△32,067	279,557
	10 一般会計繰入金	311,624	△32,067	279,557
40 繰越金		0	30,482	30,482
	10 繰越金	0	30,482	30,482
歳 入 合 計		345,607	△2,526	343,081

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		240,952	△2,255	238,697
	10 総務管理費	240,952	△2,255	238,697
20 公債費		102,655	△271	102,384
	10 公債費	102,655	△271	102,384
歳 出 合 計		345,607	△2,526	343,081

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 総務管理費	農業集落排水施設整備事業	40,295